

教 育 委 員 会 定 例 会

日時：平成27年1月21日（水） 午前9時30分～午後0時55分
場所：教育センター 2階 204会議室

出席者：教育委員 早藤義則、石井紘一、小松泰子、貴田太史、高橋 正

事務局及び説明者 柏木課長、青木課長、大槻副課長、長田指導主事

議事録署名委員：石井紘一、小松泰子

※傍聴人希望なし

早藤委員長 みなさん、おはようございます。ただいまより平成27年1月の教育委員会定例会を開催いたします。みなさん、今日、この部屋に上がってくる前に階段の所から紅梅が見えたのですけれども、本当に「あっ、春だな」という感じでした。湯河原の駅裏の梅も咲いています。ただ今年はやっぱり花の咲き方がおかしいのかなと思うのは、駅裏のところにある早咲きの桜、たぶん緋寒桜だと思うのですが、あれが今年まだ一輪か二輪しか咲いていないんです。通常ですとこの20日ぐらいになるとかなり咲いているのですけれど、少し桜が遅いのかなって感じがしています。でも、確実に春が近づいてきています。平成27年もみなさんの協力で湯河原町の教育にぜひご尽力していただきたいと思います。それでは、これより教育委員会定例会を開催いたしますが、本日の議事録署名人を石井委員さんと小松委員さん、お願いいたします。

議事録の承認

（1）平成26年12月教育委員会定例会議事録の承認について

早藤委員長 では、議事録の承認にまいります。前回の平成26年12月の教育委員会定例会議事録の承認につきまして審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
大槻副課長 それでは12月定例会の議事録について字句の訂正等がございます。説明させていただきます。

※訂正箇所の説明

早藤委員長 ただいま事務局より説明がございました12月の定例会議事録につきまして、事前にみなさまのお手元にメールにおいてお示ししていただきました。訂正をいただきまして、先ほど事務局からの説明がございましたように何点か訂正がございました。

いかがでしょうか。これにつきまして質問、ご意見等ございますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

早藤委員長 特にないようですので、ご承認いただけますでしょうか。

委員 全員異議なし

早藤委員長 ありがとうございます。それでは、12月の教育委員会定例会議事録は承認されました。

案件

早藤委員長 では、これより案件に入ります。案件に入る前にみなさまにお諮りしたいのですが、(2)協議事項の②放課後子ども総合プラン行動計画(案)について、及び③湯河原中学校給食導入について、そして(3)議決事項の①3月補正予算について、そして(4)その他の①湯河原町立福浦幼稚園保育料徴収条例について、そして②児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について、これらにつきましては、まだ今後、町議会の方への説明、あるいは人権問題等がございますので、この点につきまして秘密会としたいのですが、いかがでしょうか。

委員 全員異議なし

早藤委員長 それではご承認いただきましたので、(2)協議事項の②放課後子ども総合プラン行動計画(案)、③湯河原中学校給食導入について、(3)議決事項の①3月補正予算について、そして(4)その他の①湯河原町立福浦幼稚園保育料徴収条例について、②児童・生徒の事故報告及び生徒指導等についても秘密会といたします。

(1) 報告事項

① 平成26年度年始年末における社会教育施設の利用者数について

早藤委員長 それでは案件に入ります。まず、(1)報告事項①平成26年度年末年始における社会教育施設の利用者数について、事務局から報告願います。

青木課長 よろしくお願います。まず、平成26年度年末年始における社会教育施設の利用者数について、でございます。資料1になります。

(資料に基づき、平成26年度年末年始における社会教育施設の利用者数について報告)

・町内5つの社会教育施設の利用者数および前年度との比較等について報告

早藤委員長 ありがとうございます。今回、初めて年末年始における社会教育施設の利用者数の方の提示がございましたが、この報告につきましてみなさんから質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 よろしいですか、4の町立美術館。町外の人が多かったということは観光客が多かったということですか。

青木課長 そうですね。館長に確認しましたら、今回、大型連休ということで、通常であると九日間ほどのお休みがあったということで、かなりお客さんの入りは良かったと

いうふうに向っております。最終日については、長期連休とのことだったもので4日の日は、がたっと落ちてしまった、3日の日までにほとんどのお客様がお帰りになられてしまったのかな、というような結果が出たということに向っております。

石井委員 今の数ですけれども、観光客と見なしていいですか。

青木課長 そうですね。観光にいらした方だと向っています。

石井委員 ということは、町内はともかく観光客に向けた宣伝とかを行えばいくらかはよくなると思いますか、向います。

青木課長 町立美術館自体は、同じ社会教育施設といいながらも観光施設と同じような扱いで既に動いております。通常、この報告もそうなのですが、本来観光課の方で「独歩の湯」ですとか、「ごごめの湯」と同じような立ち位置で報告させていただいております。ですから湯河原美術館については、アナウンスとして「お正月も見るができるよ」ということを、観光課の方でも周知を図っていただいたのかなと思っております。これには記載がないのですが、駅前の案内所の方の稼働率も対前年より上がっている、相談件数も増えたという報告に向っております。

石井委員 美術館はあちこちにあって、特出したものがなければだんだん入館者が減ってきてしまう。今後もPRを対外的に観光施設と一緒にやってもらった方がいいと思えます、私の考えですが。

教育長 その考え方であります。来年度は青梅市との交換展を企画しておりまして、予算を計上させていただいているのですけれども、観光課とタイアップしながら向こうへ行っってPRしていくということも考えられます。これをご覧になって分かるかと思えますが、ほとんど町外の方ですね。観光客が増えれば美術館の入館者も増えると、比例しているような状態ですので、石井委員の言われたことは重要なと改めて感じています。

石井委員 あんまりお客が来ないと心配になっちゃうし、いいものをもっているし、そういうふうに進めてもらいたいと思えます。

教育長 お客様がいっぱい来てくれるのが、観光客として来ていただくのが一番いいかなと思えます。

早藤委員長 他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

委員 質問、意見等なし

② 平成27年湯河原町成人のつどいについて

早藤委員長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。続いて②平成27年湯河原町成人のつどいについての報告をお願いします。

青木課長 それでは引き続きまして、資料2 平成27年湯河原町成人のつどいの参加状況についてご報告いたします。

(資料に基づいて、平成27年湯河原町成人のつどい参加状況等について報告)

- ・集計結果について（登録者、出席者、出席率等）
- ・保護者、家族の参加状況と今後の周知について
- ・抽選会の景品提供について

早藤委員長 ありがとうございます。ただいま平成27年湯河原町成人のつどいにつきまして参加状況等の説明がございました。この報告につきましてご質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 保護者の方が二人遅れてきたのですね。先に二人入っていたのです。なんだこりゃあと思った。どう見てもあれは成人じゃないと。まあ、成人じゃない方もいましたけれども、どう見ても保護者だなど思いましたけれども。二人、来た人、遅れて来た人は入った。先にいた二人は帰っちゃった。何か変だなどと思って。その辺を何とかしないと、たった30分ですから。二人降りてきたなど思ったら帰ってしまった。どう考えても母親だなど。だから先にいた二人が帰ってきちゃった。あれえ、たった30分で帰ろうなんて今までないやと思いましたけれども。

青木課長 そうなのです。私も気になったことがありまして、式典が終わるまでお残り下さいと声をかけて退席するのを控えていただいたケースがありましたので、そのへんのアナウンスも少し整えたいと思います。

早藤委員長 他には、ありませんか。

委員 質問、意見等なし

③ 真鶴中学校区域外就学について

早藤委員長 それでは続きまして、③真鶴中学校区域外就学について事務局より報告をお願いいたします。

大槻副課長 それでは、資料3をお願いいたします。

（資料に基づいて、平成27年度真鶴中学校区域外入学予定者について説明）

早藤委員長 ただいま報告がございました、真鶴中学校区域外入学者、平成27年度の申請者ということですが、これにつきまして質問、ご意見等ありますでしょうか。

石井委員 これが真鶴との話し合いでうまくいった話なのですからけれども、いったん空気が変わってけっこうあるのですよね。湯河原に入るということもなく、このままずっとほっておくと、そのうちに誰も湯河原に来なくなっちゃって向こうへ行っちゃうということになりますので、その先どうなるかと言いますと、やっぱり東台の存在価値になってくる。中学まで歩いて来る。その辺は、何とか真鶴と話し合ってもらいたいと思いますね。

教育長 これは、真鶴さん側にかかなり影響が出てくる可能性がありますから、真鶴町と来年度に向けて協議したいと考えています。教育委員会としては、本来これは調整すべきだとのお考えでよろしいでしょうか。私も、そういう基本線がないと、事務執行ができませんので。

早藤委員長 いかがでしょうか。これが今ここで報告されたわけですがけれども、協議をしていくということで考えていくかどうかですね。まず、確認したいことですがけれども、今、教育長が言われたのは、こちら側から真鶴の方に依頼したということでしょうか。教育長 依頼したというか、そういう状況にある。お互いに、湯河原小学校の「ことばの教室」もありますので。

早藤委員長 それはいつごろのことでしょうか。

教育長 もう3年以上前からです。

早藤委員長 「ことばの教室」は、まだ3年ぐらいですよ。

長田指導主事 もうだいぶ前からです。下田教育長の頃からだと思います。

早藤委員長 真鶴から湯河原の「言葉の教室」に来たのはまだ3年ぐらい前のことではなかったでしょうか。

長田指導主事 私が着任する前からだと思います。

教育長 そういう過去の経緯があるということ。ここで、それを調整しようということになれば、湯河原のスタンスとして話をするんですけれども。

早藤委員長 要は、教育委員会の中の委員さんが知らない間にそういう話ができている、こういう結果が、数字が大きくなって、去年、今年と。去年の時の説明も、ただ去年はこういう生徒を回避したいという理由があって、「ことばの教室」で受け入れたりしているから真鶴の方は湯河原からの希望があればそのまま受けますという形でした、ということの説明だけだったのです。要は、受ける側がOKだったらいいよ、ということになっていますということだけだったのです。それに対しての対応する形というのはどういうことなのかということがなくて、報告だけでした。だから、これはその年だけなのかなというような見方もあったのですけれども、去年、今年と、これだけの大きな数字が続いてくると、今、石井さんが言われたように小学校の存続理由というものと関わってきます。これにつきまして、今ここで、教育長が言われるように、湯河原町の教育委員会としてのスタンスをはっきりと打ち出すということで済むのか、あるいは、教育委員会のスタンスさえ決まればそれでその方向で考えられると思います。

教育長 これから真鶴町と何回かお話をしていこうかなとは思っているのですよ。それを今まで、どういう経過のもとにこういう形でお互いの了解のもとでやっていたのかということ、再度、確認をしないといけない部分もありますけれども。

早藤委員長 これはいろんな取り方があるかと思いますがけれども、やはり生徒数が少なくなればクラス数も少なくなる。そうなれば教員も少なくなる。学校規模が小さくなり、様々な活動が小さくなります。決してプラスになることはない。真鶴についても人口は減少の中で、湯河原もそうですけれども、子どもの減少がある。そういう中でやはり子どもがある程度集まってくれるということは、切磋琢磨する中でも、あるいは教師の人材確保のためにもプラスになることの方が多いでしょう。湯河原が実際に、今

5クラスが今度4クラスになるかもしれない、あるいは将来的に3クラスになってしまふかもしれないということを考えていくと、つい先日、文科省の方で小中学校の統廃合についての答申を出していますが、それから考えると、湯河原は果たして、今で湯河原中学校の規模がちょうどそのサイズくらいです。これより小さくなると、逆に1行政区域ですからあえてなくなることはないでしょうけれども、統廃合とか、あるいは小中一貫とかっていうことにもなりかねないようなものがあるわけです。その「転ばぬ先の杖」ではないけれども、きちっと湯河原のスタンスを決めていく。教育長が言われたように湯河原町の教育委員会としての考え方をしっかり持つことで教育全体、小学校、中学校を通しての教育全体に対する考え方、あるいは地域の守るべき子どもとしての考え方っていうのは植えつけられるのではないのかなって思います。やっぱり、湯河原の子どもが隣の町で学ぶという、その子どもに対する愛着も、地域の人たちもだんだんなくなってくるということも当然あると思うのですね。自分の親たちやその地区の人たちが行っていた学校に、その下の世代の子たちが行っているとなればそれなりの見方があるけれども、違う制服が歩いていると何かよその人が歩いているような、そんな感じを非常に受けることがあると思います。そういうことから湯河原町の考え方というのを、今後、今、高橋教育長が言われたように真鶴町と協議をしていくということで、いかがでしょうか。みなさんのお考えを聞かせていただけたらということです。

石井委員 今、委員長が言ったようにこれからの湯河原の課題になってくるでしょうが、一貫教育ですね。一貫教育をやって、この通りにずっとこのままいくかもしれないですが、来年はまた、相当の人間が真鶴に行く。真鶴が一貫教育をやったらどうなるのだろうか。湯河原の本当の問題に入ってきたなと思います。真鶴は人口減少がものすごく中学生もどんどん減っている。「湯河原は今、歓迎」という意味がある。東台があるからです。穿った見方だから。真鶴は気にしても、湯河原は全然気にしないでしょう。もう一つ穿った見方をすれば、願書提出日というのか、最初に誰かが出した、それから、だんだんだんだん増えてきている。あの子が行ったら行こうか、そんな動きがあるのではないかと思う。

教育長 いずれにしましても、今後、私としては、真鶴の教育長とお話をしていく中で、湯河原のスタンスというのを決めていかないとまずいかなと思います。

石井委員 決めるのは、それがだいたい11月か12月になるのだろうけれども、正月か4月になってから改めてやればいいのかではないかなと思う。今日でなくてもね。

教育長 「1月に一回話し合いをしましょう。」ということになっているのですが。

石井委員 それは教育長の方から、湯河原の教育委員会ではこんな話になっているということをお話してもらって、いいと思いますよ。正式な話は、4月になってからでいいのではないですか。

教育長 いままでも一回話しただけなので実際にどうだったのかというのは残っていない

のですね。

石井委員 私の記憶が間違っていなければ、最初一人だけ行ったのですね。それが去年、「こんなにいるの」となった。湯河原町の教育委員会としては異常な状態が常態化してしまいました。それではまずいのではないかなと思います。

教育長 地理的要件なのですね。踏み込んでいくと真鶴さん方の基準はどうなっているのという話になると思います。

石井委員 もう一つ穿った見方をしてみると、住所を見てみると、近道とは関係ない、ここまで書かれたものを見ると。

教育長 話をして、またご報告させていただいて湯河原町のスタンスを決めていかないといけないかなと思っています。

早藤委員長 それではいかがでしょう。今月中に教育長同士の話す機会もあるということですから、最終的な湯河原町の教育委員会の議決ということではなくて、湯河原町の教育委員さんの意向が、どういう意向なのかということ踏まえて教育長としての話ができれば一番確実かなと思います。ただ単に一人二人の意見だけで教育委員さんみんなの意見というふうに言えないところもありますから、みなさんそれぞれのご意見を聞かせていただいて、それを教育長が集約した中で、「議決ではないのだけれども意向はこうですよ。」ということが言えるかだと思いますので、いかがでしょうか。みなさんの方からなにかありますか。

貴田委員 私もやはりこの状態は異常であるというふうに思っております。やはり学校という問題というよりも地域として子どもを育てていこうとしたときに、こういう状態ですと、例えば湯河原の、真鶴へ行ったこの子たちが湯河原の行事に参加する機会が減るであろうし、やはり同級生としても一緒に過ごす期間というもの短くなってしまふので今後、例えば湯河原に住んで社会に出て行ってもらうということになったとしても、湯河原に対する愛着というかそういうものが薄れていってしまうのではないかなと思います。可能であればこういう異常な状態を正常な状態に正していければなと私は賛成意見ですけれども。

早藤委員長 小松さん、いかがでしょうか。

小松委員 もし自分がこの地域に住んできたことを考えると、地理的に通学が距離がすごく遠くなるやはり一つ心配事でもあるので親御さんや本人からすると致し方ないのかなという気もあります。あとは学校の規模が違うということで、湯河原中学校の規模でないと体験できないこととか、特に部活動だと思うのですが、そういう面をアピールできないのかなとも思います。将来社会に出ていく中で、一番身近に感じるのは成人式なのです。うちは長女が私立中学に行ったので湯河原中学校の子どもたちと成人式に入ってきて親しくできるのかってということがすごく不安に思っていたんです。でも、誘ってくれる友達がいたので出席して楽しく参加させていただいたのですが、やっぱり中学校が別になってしまうと、その成人式はほとんど湯河原中学

校の卒業生という中で、他校に通ったということで隔たりができてしまうような気がします。

石井委員 私は、これが異常な状態なので、もっと直せと言いたいのです。小学校、中学校とが繋がった方がいいかなと思います。

小松委員 実際に泉地区の子どもを湯河原は受け入れているわけですがけれども、そのへんはどういうふうになっているのですか。

石井委員 私のころは泉の学校がないから全員が来ました。合併問題がもめて泉が熱海に行ってしまった。そしたら別れてしまった。その代り一部は来ていいという話になったのです。私の時は、当然なかったから、全員が湯河原にきていました。

早藤委員長 やはり湯河原の子どもは湯河原で育てるという意識を地域も保護者もそして子供たちも持たないといけないと思います。将来の町づくりといったものを考えていった中で、ただ単に距離だとかいうものだけで考えていったのでは、町づくり全体ビジョンができない。先ほどの成人式の時に、湯河原にはこういうものがあるんだということをお・小・中とすることでそれがわかってくるものがいっぱいあるので、郷土を愛する心を作るためにも湯河原の中で教育をしていくのが基本的になければいけないと思います。この問題は湯河原と真鶴の合併問題の時から懸案でもあったのですが、それが流れた以上はきちっとしたスタンスを持って、また次にそういう話が出てきたらその時はその時で考えるものだと思います。今、もうこういう形が固定した以上、ここできちっとしたものをやっていかないといけないのかなと思いますので、そのへんを踏まえて教育長さん同士の話し合いを持っていただきたいと思います。今のこの件ですが、また教育長さんの方から報告をいただいて町の教育委員会として協議して、それを決議していく必要があれば協議するというところで進んでいきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

教育長 これは今回でのことなので、これをお願いしたい。来年度に向けては、早期に調整をしたいと思います。

柏木課長 名簿の方は後で回収させていただきます。

早藤委員長 苗字を見ると大概ね、この三分の一までは古い人がいます。

教育長 そうですか。わたしも分からないことがいっぱいあるから。それも要因ですよ、近くにあるということが。

貴田委員 吉浜東の子とかもいますね。

教育長 そうなると要因はなかなか分からないですね。

早藤委員長 でもこれは子どもが決めるのではなくて親が決めるものです、すべて。

教育長 だいたい皆さんのご意見は分かりましたので、真鶴町はそういう話で、お話していこうと思います。

④ 平成27年度小・中学校学級編成について

早藤委員長 それでは続きまして報告事項④平成27年度小・中学校学級編成見込みについて、報告をお願いいたします。

大槻副課長 それでは資料の4、A3の縦長になります。

(資料に基づき、平成27年度の小・中学校の学級編成見込みについて説明)

早藤委員長 ただいま平成27年度の小中学校学級編成の見込み、児童生徒の数からみた学級編成の見込みがございます。これにつきまして質問、ご意見等ありますでしょうか。

早藤委員長 中学校は、今ここに書いてある5クラスから4クラスになる可能性がほぼ確実だと。これは何人だと5クラスになるんですか。

柏木課長 161人で5クラスです。

早藤委員長 161人ですね。当然クラスが一つ減って教員も一人減ってというわけになるわけですね。先ほどの議論も、結局ここにも引っかかってくる部分かと思います。質問、ご意見等ございますか。

委員 質問、意見等なし。

早藤委員長 よろしいですか。

⑤ 平成26年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について

早藤委員長 続きまして⑤平成26年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について、事務局お願いいたします。

長田指導主事 よろしくお願いいたします。資料5をご覧ください。

(資料に基づき、平成26年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について説明)

- ・調査の経緯や調査内容等について
- ・調査用紙の配布やその回収等について
- ・県への報告の期日、報告内容等について

早藤委員長 ただいま平成26年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について、報告がございましたが、これについて質問、ご意見等ありますか。

石井委員 これ、県に行くとしますよね。新聞報道でものすごく受けたというのがありましたね。去年だったか、おとしだったか。今までの調査と違って、すごく数があって、県のスタンスとしてはこれでどう考えるんですかね、この結果を。

長田指導主事 一昨年度、初めて実施した時に、近年まれにない数字が出て、処分も相当数されました。昨年度も、同様の調査をしましたが、一昨年度に比べて激減しています。ですから、県のスタンスとしては、一つは実態把握というところがあるのですが、もう一つはこの調査をすることで保護者、児童・生徒、教員に対して、体罰は絶対禁止であるという意識の啓発、または抑止という形で捉えている、というよう

に把握しています。

石井委員 昔から、我々の時は体罰は当たり前の話だったけれど、これは明治時代に教育のもとができたけれど、その時から体罰は禁止だった。皆さんお分かりかどうかわかりませんが、我々の時代は中学・高校までもありましたよね。多分、先生が軍隊経験者だったからでしょう。我々は、その時代は知らなかった。後になって聞いたら、体罰は無意味、刑事上の法律ができてしまった。嘘だろう。僕も叩かれちゃったから。結局、今の話で最初にやって出てきた。2年目に減った。そこを県がどう考えているか。比較したらこれがいっぱい出てきちゃったから、去年萎縮しちゃって何も知らないということも考えられる。保護者も実態を見てなくて、ちょっと変な話、教員が触ったぐらいで体罰だ、と言っているような話。その辺を、県がこういう調査をやるについて一般的な報告書はありますよ、この次どうなるの。その辺違ってくるのじゃないかと思います。

長田指導主事 県も、アンケートに上がったものをすべて体罰として捉えなさいということではなく、状況的やいろいろな要因を総合的に分析して調査しなさいということだと思います。したがって、触ったから体罰だどうだとは捉えてはいないと思います。また、保護者、そして先生に対して、こういうものを体罰だと捉えている、体罰とはこういうものだということを、法律的に決まっているというところの啓発も含めて、回答用紙の裏面に載せさせていただいた経緯もごさいます。

石井委員 また私が馬鹿なことを聞きますけれども、こんなに枚数があってこれを全部羅列してやっても、みんな読まないと思うのですが。

長田指導主事 このように示すことが、こちらのスタンスをアピールすることだと思いますので、読む、読まないまでの強制力はないです、このようにさせていただきました。

石井委員 読まない人は、今私が言ったみたいに、触られたぐらいで「体罰」と、子どもが言うのをそのまま書いてしまう。

早藤委員長 今の石井さんの危惧されていることは、これを児童・生徒に渡して、それが保護者に持って行かれる時に、その説明はきちっとされているのかどうかところが元だと思っんですね。つまり、この中身についての説明がされた後に渡されているのか、ただ書類としてこれをいついつまでに青い封筒に入れて持ってきなさいよというふうになっているのか、そのへんの把握はできていますか。

長田指導主事 保護者に対して、この調査をやります、体罰の定義はこうです、いついつまでに提出してくださいというところは、全て子どもを通してという形になっています。したがって、こちらから発信したものがそのまま正しく保護者に伝わっているか分かりません。ただ、保護者と子どもと一緒に回答するという前提でやっていますので、やはり書いてあることをしっかり読んで回答してもらいたいというのが、こちらのスタンスです。

早藤委員長 つまり、子どもにはその説明はされているということですね。先生が、ちゃんと説明をして渡しているということですね。

長田指導主事 すべて担任の先生から渡していただいています。そこで、担任の先生の受け取り方に差異があってはいけないと思ひまして、こちらの方でこういうことを言ってくださいと、10項目ぐらいにわたって示したものを、同じ文言で同じように言ってくださいと、学校の先生にお願いをして配布しております。

早藤委員長 今の長田先生のお話のように教育委員会としては、教師に対してもこのような指導をして子どもまでこの内容について説明はしてあると、ただ、その先のことはそこまでのことはどうなっているかはここで把握ができないけれども、やるべきことはやっていると捉えていいかと思ひます。いかがでしょうか。他に何か質問、ご意見等ありますか。

貴田委員 分かってなくて申し訳ないですけれども、これを一回調査して、最終的な目的というのは体罰をなくすということだと思ひますけれども、一旦調査して状況を把握されて、それから調査結果が県の方までに行って、それから県からいろいろな指導を受けた結果が町にも降りてくるという感じになるんですか。

長田指導主事 説明をせず申し訳なかったのですが、学校からこの生のデータが、すべて学校教育課に上がってきて、町教育委員会学校教育課で開封して中身を見て分析します。体罰と該当されると思ひものについて、町教育委員会事務局で該当する児童・生徒、または必要であれば保護者、もちろん該当する教職員に対して聞き取り等の調査を行います。その結果、体罰事案であるものについて県に報告をします。それは、2月25日が締め切りです。県もそれが体罰であるという結果が出れば、それなりに懲戒の処分が下されるということになります。

教育長 昨年、1件でしたよね。

長田指導主事 残念ながら。

教育長 ご報告しているかと思ひますが、貴田さんをご存じないかもしれませんが。

貴田委員 この調査結果によって湯河原の教員の方も何ら処分をされる可能性があるというようになってくるのですね。

教育長 体罰となれば、そうなります。

早藤委員長 先ず、調査をするということですね。調査をしてその後、ということですね。よろしいですか。他に何かありますか。

小松委員 明日、締切なのに、私はまだ見ていないので、今日帰ってからやります。

長田指導主事 3年生については、今、受験の繁忙期だと思ひるので、なかなかうまく保護者の方に伝わってない現状もあるかと思ひます。

小松委員 今日、帰ったら書きます。

長田指導主事 なければ丸を付けていただければ、それで終了でございますので、よろしくお願ひいたします。

早藤委員長 私の方から質問があるのですが、これは県の教育委員会から来たそのままの文言ですか。

長田指導主事 それを湯河原町のバージョンに若干修正を加えておりますけれども、基本的には県と一緒にです。

早藤委員長 ルビも、回答用紙も、裏も一緒にですか。

長田指導主事 ルビも基本的には一緒にです。解答用紙も、裏も一緒にです。

早藤委員長 たぶんこれを作るときに、外国籍の方、日本語の不自由な方々のためにルビを振ったんだろうなと思うのですが、これを例えば小学校1、2年生の子どもに渡して、お父さんお母さん、外国籍のお父さんお母さんに、ひらがなで読むことはできるかもしれませんけれども、例えばこれを体罰とか、実態把握とかというのを子どもが読んでも多分理解できない、そういう親御さんの回答を100%集める、全回収するという中で、その理解されてないことをそのままにしてしまう、それを理解されるようにさせるような努力というか実際の行為というのはしているのかどうか、それをちょっと聞きたいのですよ。

長田指導主事 小学校1、2年生については、保護者の方と必ず一緒にやってくださいということを担任の先生からは申し添えています。特に中学生とか高学年になると、自分でこれを見て回答し、保護者に見せて同意を得るという形で提出するお子さんもいらっしゃるかもしれませんが、基本的には小学校1、2年生がこれを読んでも理解しづらいと思っていますので、必ず保護者と一緒にやってくださいということを担任の先生に言っていただくようにしています。

早藤委員長 私の言っているのは違うのです。保護者が外国籍の方で、この言葉が理解できない、日本語が。そういう人たちの子どもと親と一緒にやろうにも、理解できないままだと回答ができないと思います。その対応をしていますかということです。

長田指導主事 この後、申し上げようと思っていたのですが、外国につながるのあるお子さん及び保護者については、申し訳ありませんが特段の対応はしていません。このまま配布して日本国籍を有する方、または日本語がわかるお子様、保護者と同様の対応をさせていただいています。実際には、早藤委員長がおっしゃったように、これを配られて意味をきちんと理解できているかという、できていない方もいらっしゃるのではないかと思います。そのようなお子さんについては先生が、体罰されてないかとか、体罰はなかったかということを学校生活の中で見取っていくことが必要だと思っています。アンケートで上がってくるのではなくて、そういうことがあった場合は、すぐに対応しようとか、そういうことがないようにしようとか、そのような対応をしていく必要があると思います。

早藤委員長 話がそれてしまうかもしれませんが、今回のこれは時間的に間に合わないかもしれないのですけれど、実際にこれを1枚ずつお取りください。

(お知らせを配布後)

今お配りした「ゆがわら日本語クラス」のチラシですが、この写真の載っているもの、これは今湯河原で、実際に湯河原小学校の1年生の子供の家族に日本語を教えている。その家族の方で、「日本語を小学校1年生の国語、せめて子どもと同じぐらいのものが読み書きできるようになりたい」という親の希望で国語の教科書を図書館からお借りして教えていただいています。ところが、これを実際に始めてみると、学校からのお便りも親が持ってきて、「これはなんて書いてあるの。」というのがほとんど、半分以上の時間を費やしてしまう。基本的に週1回ぐらいやっているのですけれども、実際そうになっている。その家族というのは湯河原にもう10年以上住んでいる。日常会話はほとんど困らない。ところが、読み書きが分からないのと、こういう公文書的なものの表現の仕方があまりにも、いわゆる文語体なので口語体のような表現でないので理解できないことが多い。ごくごく普通の、先生たちが普通だと思って書いているものが理解できないというのが現状なのです。そうすると実際にこういう文書、ルビを振ってあるから子どもは読める、だからこれを子どもが親と一緒に理解してやってくださいと言われても、親が分からないまま、子どもも分からないまま。多分、これ、中学生ぐらいになっても分からない表現はいっぱいあると思うのです。そういう実態なのでこれは今後、私どもがやろうとしている、「湯河原国際交流協会」なのですから、先生と生徒に対して、各国語で今ここには募集を書いていますけれども、要は、ボランティアで協力できる人、そして必要だと思うものひとに対してこのお知らせをしていくということをやっていきたいと思います。今後それは学校現場でこういうことを活用していただきたいと思うんですけれども、これはできたら校長会を通してでも、こういう形のもを全保護者に配っていただいて、これは外国籍の人にはある程度この文字でどういうものが分かると思うので、母国語で、まあ五か国語が書いてありますので、それ以外もいますけれども。そうするとなんとなくこの問い合わせをしてることが可能だなということになりますし、直接、その人権の問題もあるから非常に難しいですけれども、担任の先生からその家庭にわたってくれば少しでも可能性が出てくるかな。あとは、この細かい説明は日本語ですることでもできるかなと思いますので。そういう手法を今後やっていかなければいけないことだと思いまして今回このお知らせを見た時に、すごく感じたのです。行政的にはやることはやっている、のは分ります。でもやったという話だけで実際にこれが使われていなければ本当にもったいない事で、調査しました、100%回収しました、でもその100%のうちの何%かは理解しないまま出しているということになってしまうのでやはりそこは、特に差別とか人権に関することが実態がわからないままの統計になってしまったら意味がないので、ぜひここは何とかしてもらえたらなと思います。もしこれについて、ご意見ありましたらお願いいたします。

長田指導主事 例えばですけど、この調査用紙を、スペイン語に訳して該当する家庭に配布することとなった時に、訳す手間はどれぐらいになるのかなと思います。

早藤委員長 要は、これって文章化するから大変なので、口頭で言っていっただらもっと早いと思います。つまり、その必要な人たちを集めてだったり、一対一でもいいからそういうところにこれを説明に、日本語での説明ができるので、彼らは。聞けるからそれもあるし、逆にある程度日本語が話せるスペイン語圏の人にそこに入れてもらってそれでさらに詳しい話ができる。要は何でもその外国語に訳せばいいんじゃないかと、やはり会話の中で説明ができるものは会話で処理をしていく、そういうふう考えた方がいいと思います。

長田指導主事 現実として、就学相談でスペイン語を話される方とやり取りをしたことが去年、一昨年とありました。みなさん仕事がお忙しくて、約束の時間に来られないことも結構ありました。そこで、該当する保護者の方を一堂に集めてというところが、現状として少し難しいのかなというのがあります。そこで代替案として、スペイン語訳を申し上げました。

早藤委員長 今、ここにある、この写真の日本語教室がやっているのは、今言うお仕事をしているから休みが定期的な休みでないとか、子どものこともあるので、それで常に開催日時が違うんですね。ところがそれはボランティアの先生自体もそういう時間が自由になる人なのでそれに合わせてくれる、ということでやっているのです。今後やはりその家庭とか家族に合わせて教えられるような人材を集めてやっていきたいというところがありますから、例えば夜であったり昼であったり、日曜日であったり平日であったりということも、非常に動きやすい形でやっています。材料さえあれば、それは、やはり一対一でないみんな語学力も理解力も違うんで、一対一が一番確実なのです。全てを一堂に集めるのもいいのだけれど、それでも理解させることが全部はできないので本来は希望する人たちに合わせた教え方をしていきたいと、そういう形を考えているのが現状です。湯河原の人数は、役所の方に問い合わせたらそんなにたくさんいるわけではない。三百人ぐらい湯河原には外国籍の方がいますけど。本当に必要な小中学生は、16歳以下だったかな、それは二十人ぐらいのものなのです。そうすると、複数の子どもがいるでしょうから、家庭数もそれほどではないので、苦勞する部分でもないのかなと思います、やり始めさえすれば。やる前から大変なことを考えてしまうと何もできないので、とりあえずスタートしてみたら比較的順調に動いているというのが現状です。

石井委員 今話を聞いていると、長田さん、これをスペイン語に訳したら、それこそとんでもない話になってしまうと思う。これに、今言うとおりの二十人ぐらいですか。世帯にして二十世帯。

早藤委員長 そんなにいないですね。

石井委員 だとすれば、これこれこういう調査やると、連絡先どうすると書いて、それをこの言葉で、何か国語あるか知らないけれどもここに書いてあるだけの言葉になるんですね。そうしてやったらその子は分かるのです。そうすればかなり可能だと思います。

す。それはかなり面倒だと思いますが、長田さんの方でちゃんと説明をしてあげてください。変な言い方ですけど興味ある人っているでしょう。

長田指導主事 「日本語の理解が難しい方もぜひ問い合わせをしてみてください。」などの一文を載せるだけでも全然違うと思います。

石井委員 教育委員会に携帯電話はないのですか。ここに早藤さんの携帯番号が入っているけれど、教育委員会の番号が書いてあれば連絡が取れるのではないですか。タガログ語かなんかで。

早藤委員長 なぜこういう、外国語表示のものを作ったかという、準備会に集めた人は海外の生活をしてきた人がほとんどなので、自分が海外に行くと、外国語の色々なものを見てもほとんど目に入らない。でも母国語があると目に入る。例えば日本語だったら当然なんだけれど、例えばそれが中国語であってもずっと目が行ってしまう。やはり自分の国の言葉、さらに国旗があるとすごく目に入るからそれをやりましょうよ、ということでこれを作ってみたのです。そうすることでこれが手元に来れば、全部日本語の中、あるいは英語ならいいではなくて、やはり母国語で書かれていけばいいだろうなというのがあるので、ただ、パソコンの中に各国語がないので逆にその国の人たちには送ってもらってそれを張り付けて作ったのですけれども、そういう手法で、今、石井さんの言われたようなことでやっていけば、問い合わせ先もその母国語で書けばそれでできるのかな、やっていけるのかなと思います。ただ携帯でなければ、昼間の時間だけだと、実際にはできないものだから携帯の番号を記入する形になるのかなと思います。

長田指導主事 来年この調査を継続するかどうかは別として、例えば同様の調査を実施する場合に、「問い合わせ先」の単語だけでも、日本語以外の五か国語を入れるだけでも少し違うと思います。

早藤委員長 調査だけでなく、お知らせ全てなのですよ。学校から出すお知らせ、小学校から中学校まで、特に進学に関するものはものすごく親にとって分からない。本当に何十年も日本に住んでいても分からないのがほとんどなので、そういうときにこれがあるとずいぶん違うかなというのは感じます。

教育長 素晴らしい取組ですね。校長会に出してこういうものがありますよと。湯河原小学校は課題としてなっておりますので。この連絡先は、長谷川さんと早藤委員長のところに連絡するような形でよろしいでしょうか。

早藤委員長 全然それは構わないです。それはもう本人と確認をしています。

教育長 これで対象者に配って、こういうお電話をしていただいてそこからスタートしていけるということは非常にいいのかなと思いますね。これは子どもだけではなくて大人も対象なのですね。

長田指導主事 早藤委員長にお願いがあるのですが、「問い合わせ先」の単語を五か国語いただければ、すぐに取り入れられます。体罰調査は遅いですが、今後発出するもの

については、入れられるのでお願いしてもよろしいでしょうか。

早藤委員長 あと、これ、インフォメーションのマークというのは多分世界共通だろうというのでこのように入れたのです。

長田指導主事 では、このマークがもう世界共通の「問い合わせ」ということですか。

早藤委員長 たぶん、そうだろうと思って入れたのですが、これはまだ確認をしていないのです。今、長田先生が言うように、石井さんも言われていたからそれを各国語にするというのを早急に進められるかなと思いますので、それで進んでみます。

長田指導主事 よろしくお祈りします。

早藤委員長 六か国語で、今ロシアもいるよね。そこも親御さんがちょっとひきこもりになっちゃっているから、それこそロシア語を、今だったら可能なのでそれも考えたいなと思います。

長田指導主事 タイ語もお願いいたします。タイのお母さんもいらっしゃいますので。

早藤委員長 タイ語ですね。それもちょっと考えてみます。

教育長 委員長、こういう形で問い合わせを受けていただければと思います。

早藤委員長 問い合わせだけでも違いますよね。そうやればできますよね。

教育長 先生方がこれを頭の中に入れておいていただければ、子どもにアドバイス出来ますし。

長田指導主事 学校教育課に問い合わせのお電話があった場合には、早藤委員長にご連絡させていただければいいので、この携帯電話番号を全体に周知する必要はありません。

教育長 これ、大人などは地域政策の方と絡んでいるのではないのでしょうか。

早藤委員長 結局、国際交流の主管が地域政策であるから、地域政策に今これを頼んで、これを2000部刷ってもらうように頼んであります。今、その方向で動いているのです。タイは調べたら数が少なかったから、それで抜かしたのです。一応、中国や韓国はほとんど関係ないと思うけれど、人数的に多いから入れないとまずいだろうなということで中国語、韓国語を入れてあるのですが、実際には中国、韓国の人ほとんど問題なく生活をしています。湯河原の中では。

長田指導主事 今、私が気になっているのは、一番はスペイン語。あと、ロシア語、タイ語。タガログ語の方は最近いらっしゃらないので、この三つは需要があると思います。

早藤委員長 たぶんその通りだと思います。ただ、今言う中国、韓国を入れたほうがいいと思います。参考までにこういうものもありますということです。後、みなさんの方から、先ほどのご意見のようにありましたら、私の方も動きますので。

早藤委員長 それてしまいましたけれども、平成26年度学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について、ご質問、ご意見他にありませんでしょうか。

委員 質問、意見等なし。

早藤委員長 よろしいですか。それでは、以上5点で報告事項を終了いたします。

(2) 協議事項

① 平成27年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について

早藤委員長 続いて協議事項に入ります。継続協議になっております、①平成27年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について、事務局からお願いいたします。

柏木課長 前回の委員会の所で、基本方針の素案を述べさせていただきました。委員の皆様、事務局の方でそれに基づいた修正箇所を寄せていただきまして、一回目の修正ということで加筆させていただきました。

(資料に基づき、平成27年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について説明)

- ・修正箇所について、変更した文言やその理由等について説明

※5分間の休憩

早藤委員長 ただいま、27年度湯河原町教育委員会基本方針(案)について説明がございました。みなさんに事前に、前回の継続協議ですけれども、前回の説明がございましたあと、メール配信をしまして皆さんからメール上でのやり取りをしていただいたものがここに織り込まれていたと思います。まず、できましたらこの基本方針を今日、決議できれば、決議していきたいなと思います。ただ、量的にそれが不可能でしたら次回への継続協議となるかもしれませんが、できましたら早いうちにこの基本方針が決まることで、学校現場あるいは社会教育現場の動きも変わってくると思いますので、そのへんも含めて審議の方をお願いいたします。それでは、先ほど柏木課長の方から説明がございましたように変更点について確認をしていきたいと思います。2ページから順番にやっていきたいと思います。まず、2ページですけれども、赤字になりました部分、これでよろしいでしょうか。2ページに赤い文字で記されているのが4か所ございますが、いかがでしょうか。

早藤委員長 よろしいですか。私の方から、一番下の3行ですね、小中一貫教育の取組の促進が国の方で明記されている。これを踏まえながら検討していくということになっていますけれども、今実際、その数値で国の方から、先ほどの話の続きですけれども、統廃合の問題が出ている。湯河原は確か小中一貫をここで検討する必要があるのか、基本方針の中で。どうでしょうか。ないものをここにあげる必要があるのか。

石井委員 私もそう思いますけれども、あくまでも検討ですから、これは国もそういう方針を出していますから。3小あって中学1校、多分非常に難しいと思いますよ。検討せざるを得ないのではないのでしょうか。全く検討をしないというわけにはいかないのではないのでしょうか。たぶん今の状態では無理だと思います。でも、やらないわけにはいかないと思うのです。この場でもう一回検討するというのも、非常に難しいと思いますよ。

早藤委員長 では、ここはこのままの文言でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、2 ページについては他になければ赤字で訂正されたままで行きたいと思います。

教育長 今委員長のおっしゃったように、先ほどの話で統合の問題がありましたよね。それも各教育委員会では、「検討をしろ」、みたいな報道になっているのですね。「何もしないのでは困る」みたいなことを書いていますから、結果、統合できなかったにしても、何らかの検討をしていく必要があるのかなと思います。

早藤委員長 では、ここを、「小中一貫教育及び統廃合の促進が明記され」にしてしまえばいいかなと思うのですが。

石井委員 まだ早いのではないのでしょうか。

教育長 まだ早いですか。

石井委員 何で言ったかといえば、東台が何なんだということです。まだ、二十何人かいるから、まだ早いような気がするのです。

教育長 いや、そうではなくて方向性とかではないのでしょうか。

石井委員 基本方針だから。

石井委員、教育長 何らかの検討をしないといけない。

早藤委員長 要するに、検討をするところに、今、言うところの小中一貫と統廃合について受け入れてもいいのか、入れてはいけないのかということだと思います。

石井委員 そこまで話がいくのかどうかということです。

教育長 国の見解ですけれども、速やかに検討をする必要があるというような明記を、これで各教育委員会の方に回ってくると思うんですよ。

石井委員 その前に、小中一貫を言っているのだから、それをやって、その段階で、これを2校にしちゃうかどうかとするのではないですか。まず、最初に小中一貫をやらないと、いきなり今までにない統廃合をしてしまったら何か違和感があるのではないですか。違和感というよりも、反発の理由になるかもしれない。

教育長 このところは、「小中一貫教育の取り込み取組の促進等」にしますか。

石井委員 「等」もいらなと思う。そこまでいかないと思う。

教育長 速やかに検討しなさいと、これには出ているんですね。各市町村がどのように対応するか、まだ見えませんが。

早藤委員長 その数字が出た中で、この関東一都六県の中で神奈川県が一番、その対象というのが少ない。確かそういう数字だったから、群馬とか栃木とかそっちの方がかなりの係数が出ているという数字でしたから、すぐに神奈川県全体がとか、湯河原町がというものにはならないにしても、国の方の政策がそういうふうに出ていることからこの明記をするのか、次年度にするのかということでこの時期で作成したということで進めば、このままで行きましようか。それでよろしいですか。

教育長 状況によって、また皆さんにお諮りするようなことになるかもしれませんが。

石井委員 基本方針に書いてなくたって、統廃合を小田原もやっているし、真鶴もやった

し、箱根もやったし、この近辺みんなやっているのです。

早藤委員長 では、この件につきまして、今回は見送るということで、今この赤字になっている形よろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、3ページはいかがでしょうか。

委員 質問、意見等なし

早藤委員長 よろしいですか。では、この赤字の形でお願いいたします。

早藤委員長 では、4ページの「おもてなしの心」になります。これを削除するかどうか、そして7番目の「食育」の文章、これをどのようにするかというこになります。この2点につきましてご意見を伺いたいと思います。どちらでもかまいません。

石井委員 5番目の「おもてなしの心を育みます。」これを削除してしまっているのですか。

早藤委員長 しているかどうかというご質問ですが。

柏木課長 実際問題として、中身がないのが実情というのがあります。なかなか悩ましい部分でございますので、委員さんのご意見等をお願いしたいと思います。

石井委員 私が思うには、これを学校教育のどこかでやれではなくて、毎日毎日、朝会か何かがあればそこで、こういう精神で湯河原は動いているから、お前たちもやれと。お前たちもやれと押し付けていいものかどうかわからないけれど、何か教育の、具体的にこうやれという話がないと、常日頃からそういう気持ちを持ってという話がないと。これを切っちゃって湯河原町の基本的な態度となるものがあるかな。湯河原の教育の中で、常日頃言えというのではないのです。あえてどこかの場面で、例えば一週間に一偏何かやるという話なのです。

柏木課長 やっていないものをあえて載せるかどうかということだと思います。

早藤委員長 具体的な活動を明記することが非常に困難な部分、あるいはその成果を測ることが非常に困難な部分なのでこれを文章化してここに載せるべきものなのか。大きな項目ですから、大きな項目としてこれを載せるものなのか、あるいはもっと小さなところにこれを、そういう活動をもというふうに入れるのか、そこは大きな違いがあるだろうと思います。今、この基本計画の中の一つの項目として、基本方針の一項目として持ってくるとなれば、この具体的な活動がそのあとに載ってこなければいけなくなる。ところが、実際にはこれを読み直してみても、それが具体的なものとして実践・評価するものがつくりだせない部分である。そしたらこれは果たしてどうなのかということになるかと思いますが、いかがでしょうか。

石井委員 湯河原町の基本的な姿勢なので、それを子どもうちに見せないと、大人になったってやりはしない。具体的に何かやるという話ではなくて、15ページにありますけれども、この程度のもです。その代り教員に対しては、こういうことをもし子どもたちがやっているとすれば、やるようにと依頼してくれと。やっているとすれば、もっとやってくれと、何かの折に言ってもらう。そういう話なのです。具体的に

何かをやれということではなくて、精神論なのです。それを切っちゃってもいいのですかということなのです。

早藤委員長 今の石井さんのお話のように、理念の大切さもあるからそれは入れなければいけない、ただ基本方針の中に入れるとなると具体的なものが出てこない。だけど、15ページのような、「育んでいく」とか理念的な部分で入れておけば、それはそのまままでできるので、この基本方針からは外しても、この15ページの5番に残ってさえいればそれで済むのかなと思うのですが。

石井委員 そうではなくて、この教育委員会の主要施策の中の学校教育の基本方針でしょう。四角の枠の中の。それに伴って15ページが出てくるのです。基本方針だけを削ってしまうと何でこんなところにまた入れたんだということになりませんか。

早藤委員長 どこに持っていったらいいかということになりませんか。要は、この本来の基本方針の所に謳ってあるからこの四角、8ページのかっこの中に入ってくる。15ページのこれが必要であることは確実なので、これをどこかに入れ込むことで、この学校教育に、基本方針の中にこの「おもてなしの心」、これが入ってくる必要がなくなってくる。実際の活動がないものを入れ込むと、教育委員会活動の内部評価の時に、これは基本方針にあって、実際にその成果物は何なのと聞かれて、と言われたときに、全く評価もできなければこちらも提示もできないということになってしまう。

石井委員 それは私がさっき言ったように、常日頃学校のホームルームみたいところで、湯河原町はこういう考え方で町が動いているのだよということを、先生、学校の方が伝える。それでいいのではないですか。

教育長 学校で「あいさつをしましょう」とかやっているのですか。

長田指導主事 「あいさつをしましょう」というか、「あいさつ」はするものなので、先生たちが率先してあいさつしたり、子どもたちがお互いにあいさつしたりしているということですね。

教育長 確かに、「あいさつをしましょう」とかいうのではないのでしょうか。そういうものを根付かせていくという努力を学校の方ではされているのですね。

長田指導主事 もちろんです。

石井委員 基本方針は、先生とやるのではなくて、観光客が来たら、何かきよろきよろしていたら、こういうふうにやりなさいというのも教育だと思うのですが。

長田指導主事 今、お話を伺っていて、大項目で残すと点検・評価の時に少し不都合が出てしまうというお話だったと思うので、例えば基本方針1番の所に、「豊かな心」というのがございまして、「徳育」の部分に、そこに大項目ではなくて、小項目として「観光立町条例」からの「おもてなしの心」、そこからの具体的な「あいさつ」ということを落とし込めば、うまく入るかと思いました。

石井委員 湯河原町のスタンスは、そういうスタンスではないのでしょうか。こういう大きな項目を出した方がいいと思う。評価維持ではないと思う。皆が精神論を言ってい

るわけではないのです。

早藤委員長 いかがでしょうか。今、石井委員さんのおっしゃるのは湯河原町の「観光立町」としての方針の中に、「おもてなしの心を持って観光客の方々に接しましょう」という項目があるので、前回、それをここに入れてあるわけですがけれども、現実的にその具体的な事業の方針、仕方としては非常に成果を見るのが難しい。だけれども、町の、そういう「観光立町」だったらここに載せた方がいいとか、それとも具体的に現実的な部分では「豊かな心を育てる」の中に入れてくるから、その中でそれを入れ込めばそれでいいのか、そのへんの手法もありますし、町のあり方と学校教育とのあり方、そのへんもあるかと思いますが、いかがでしょうか。

貴田委員 私も観光立町としての実践というのは、湯河原の特色ではないかというふうに考えています。私も石井委員の意見に賛成で、やはり大項目として、基本方針として載せるべき項目ではないかなというふうに考えています。やはり、町としても、現実問題、観光地として栄えていくということが町の発展につながるべきものだと思いますので、具体的にどういうものややっていくかという別議論になってくるでしょうけれども、自分のイメージとしては大きく載せるべきだと思います。これも湯河原としての特色が出ていると思います。

小松委員 観光の「おもてなしの心」というところで、一番身近な中学校での話題なのですが、「湯かけ祭り」は、だいたい中学校の運動会の日にあって、子どもたちもすごく気持ちが盛り上がっていて、観光客をもてなすなんてそんなことは全く関係なく、中学生だから仕方がないのしょうけれども、お祭りが始まる前から桶のお湯をどんどん、空になるくらい使ってしまったということが問題になって、来年はもっとそのパトロールを増やそうとかという話が出ていますけれども、やっぱりそういう、湯河原町は観光地であって、観光客をもてなす気持ちがすごく大事だということを子どもたちから教えていくことは、町の繁栄のためにも大切なのかなと、少し思います。

早藤委員長 それでは、今、みなさんのご意見を伺った中で、いかがでしょうか。「おもてなしの心を育みます」というのは、このまま削除なしで載せていくということでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 それでは、4ページ、7番目の「食育を推進します」、この文章ですけれども、これが読みにくい、読み取りにくいということだと思います。これは文章が全部、ただららと一文になっているので、たぶん息がつかないということもあるかと思います。何かいい案がございましたらお願いいたします。

委員 文言について検討

早藤委員長「子どもたちの豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、様々な経験や学習を通して、『食』の重要性を認識する必要があります。食に関する知識を

習得し、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育てるため『食育』を推進していきます。

食の安全が求められる昨今、町内のイージーネット栽培で生産された農作物の給食への利用や地場産品の安定供給による地産地消の給食の充実を図り、中学校での学校給食について具体的に検討していきます。」という文章でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 あと、赤字になっている9番の「自主的な文化・学習活動」その次の「文化・学習情報」、「文化活動や学習活動」、これはよろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、6ページ、「利用したくなる」学校図書館でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 12番の「麻薬や違法薬物問題」など、これを入れるということではよろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、13番、「役割を担っています。」これはよろしいですね。

委員 異議なし

早藤委員長 その下の「図書館、美術館を拠点に、」という文言を入れるかということですが、これでよろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 それでは、これで入れてください。、では、7ページにいきます。15番、「国際理解講座」の開催、機会を推進して「イ」来ます。16番、図って「いきます。」これでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、これで7ページを終わりにします。では、8ページです。8ページの5番の「おもてなしの心」は、削除せずにそのまま先ほどの話のようになります。1番のアの「(コ) 地域の協力による体験学習(お茶摘み、稚鮎の放流、温泉体験など)」、これを入れてよろしいでしょうか。

石井委員 「など」が入っているからいいと思いますが、他にもいろいろとやっていますよね。

柏木課長 漁船体験とかもありますね。

早藤委員長 これは全部の学校でやっているわけではないのですね。温泉だけですよね、全部の学校でやっているのは。

教育長 お茶摘みもやっています。今年から稚鮎の放流もやっています。

早藤委員長 この三つは全部の学校でやっているということですね。では、この三つが載っていればこれでよろしいですね。あとは学校ごとで違うのですよね。では、よろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、8ページはこれで終わりにして9ページに行きます。9ページの(オ)ですね。先ず、この表題を「児童・生徒の健康管理」に変更する、「(エ) がん教育の検討」というものが入ってきています。これについてはいかがでしょうか。

小松委員 「がん教育の検討」というのは、国から来ているのですか。

教育長 国の方から来ています。がん教育というのは。

長田指導主事 保健の授業で取り入れることはありますが、特化したものは少ないと思います。

小松委員 小中学生に「がん教育」というのは具体的にどういうものなのか、イメージがわからないんです。

教育長 がんの関係は、文書は来ています。なかなか難しいですよ。

小松委員 どういうことを教えるのですかね。

早藤委員長 以前、「子宮頸がん」の時には、その補助の関係があったのでそれを入れて、それが終わったので、今言うように「がん教育の検討を」ここに文言として入れていいものなのか、実際に保健体育の中でやるのは分かっている、例えば肺がんであるとかそういうものはですね。ここに新たにこの項目を入れて、これが実際に行われるかという、ないですね。

教育長 教科書には載っていますよね。

早藤委員長 教科書のその部分は教科書であって、これは、基本政策の中にこれが入るべきものなのかどうかということです。

教育長 何か新しい取組をしたということでしたら別なのかもしれませんが、がんの特化してというのはどうなんでしょうか。

早藤委員長 先ほどの課長の説明で別項目としてがん教育があったぐらいの大きな問題、先ほどの教育長の説明のように、特別にないからこの小さいものを入れたということですけど、どうでしょうか。これはちょっと疑問だなと思ったのですが。

柏木課長 もともと大きい項目であったのです。(オ)が健康管理になったのでそちらにしたほうがまとめられるかなと思ったのです。

教育長 何年か前ですよ。がんのことを教育に取り入れるようにとの文書がきたのは。

長田指導主事 がん教育という言葉ができたのは、そんなに古くはないと思います。

早藤委員長 どうでしょうか。実際にはこれは教科の中での、教科書の中にはもちろん入っているし、教科の中ではやるでしょうけれども、これを特化して講演会をやるとか指導をするとかは実際にはない部分なので、これを明記することで本来はやらなければいけないことになってくるんでしょうけれども。

石井委員 健康管理はがんだけかということになる。

早藤委員長 むしろ、他のものも含めて、糖尿病とか成人病とか。むしろ、保健の教科書はがんよりもそっちの方が多い。抜いてしまいますか。

小松委員 抜いて構わないと思います。

早藤委員長 では、これは抜きましょう。

委員 異議なし

早藤委員長 では、「この小中一貫教育」、これについては先ほど議論がありましたのでこのままでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 一応、検討は検討ということで。では、10ページのこの部分。及び「ゆがわらっこ」が取り組む「笑顔あふれる最高の楽校」づくりの推進、これを入れるということでもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 ではこれを入れるということをお願いします。続きまして14ページになります。14ページの(2)番のカ「先生の日」を設定し、先人を敬い教員に感謝する心を育てる。という文言が入りましたけれども、これはいかがでしょうか。

石井委員 具体的に何かあるのですか。先生の日を決めるわけですか。

早藤委員長 これは、提案した者から説明をさせていただきますと、そうです。先生の日というものをどこかに設定して、ただこれは、中学生だとかなり反発があるので、小学校の低学年を中心に、先ず、こういうものを持ってくる。つまり、これは保護者への教育というか、意識改革を本来の目的とするものとしては、新入生から2、3年生ぐらいまでで、これを固定化していくことで湯河原の学校と保護者とが密接につながる、そういうものやっていくのはどうかな、と思ったわけです。これは、海外では先生の日とか、中国なのですが孔子の日というのがあるのですけれども、要は、教師を敬う子というのがありまして、これは日本にも昔はあったということですが、いつの間にか今はなくて、こういうものは、湯河原が逆に先陣を切ってやることで家庭と学校とがつながっていくと、いうものやったらどうかなということ、どこに入れるか場所がなかったのですが、湯河原の特性の所に入れるか、ここの「地域に開かれた学校の推進」の所に入れるかということで、ここに入れてみました。そういう理由です。

石井委員 具体的に設置するのですか。ここにあることですが、「先人を敬い」とありますが、これはいかがですか。

早藤委員長 これは、ただ教員というだけだと抵抗があるかなと思ったので、ただそういうふうには、要は過去の地元の立派な人、こういう立派な人もいるよというような話も含めていけば、少し和らぐかなというようなことです。

石井委員 先人を敬えというと、現在の教師が入っていますよね。

早藤委員長 本当は、先生だけでいいのですけれど、とは思ったのです、文言として。書き方としてはあやふやにしておいた方が聞こえはいいのかなと思ったのです。

石井委員 かつて教員だった人と今の教員ということですね。

早藤委員長 だから1, 2年生という小学校の低学年にもってこない。全く新しい項目ですので、みなさんの意見を聞いて、こういうものは果たしてここに必要なものなのか、あるいはこういうことは必要ないものだとか、それも含めて協議していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

石井委員 委員長考えられた先人の部分というのは教員のことですか。

早藤委員長 本当は教員のことです。

石井委員 頭の所に、保護者や地域住民がという言葉がありますよね。

教育長 実施するのは学校になると思うのですね。学校にある程度理解をいただかないと長続きしないと思います。これを「教育委員会の基本方針に書いてあるからやりなさいよ。」と言うのは、なかなか難しいかなと思います。これを書く前に、一回先生に、「こういう考え方があるんだよ」ということを知ってもらった方がいいと思いますが。

早藤委員長 学校の先生たちは、こういうのは非常に自分からはやりにくいだろうなというのがあるのですね。自分を敬えというわけですから。そうではなくて、こういうのは実際には子供会なりPTAなりが主導してやっていく形が、本来は一番スムーズにいくのかなと思います。その日の設定というのも、例えば父親参観日とか、母親参観日とかいうその中の時間外の所でそういう時間を1時間なり2時間設けて作る、そういうことのできるかなという気がしたのです。それで、ここの場所と思ったのです。

教育長 学校教育ではなくて社会教育の方ですかね。当然、これに賛同をいただくには、PTAだとかのご賛同をいただかないと成り立たないのかなと思うのです。

早藤委員長 場所として非常に難しいところがあるし、対象が低学年しかない、現実にはやっていくのが、小学校だったらほぼオッケーだと思うのですが、中学校にこれを無理押しをするとたぶん逆に反発が出てくるのもあるのかなという気がするのです。これは勝手に思っていることなのですが、もし学校教育であっても、社会教育であっても、こういうものをやるということ今後の湯河原の教育の中ではすごくいい、一つのポイントにはなってくると思うのです。どうでしょうか。

小松委員 子どもって、割と先生の人間性を見ているなという気がするのです。もちろん、こういう日を設けて先生を敬うということは大事なことだと思いますけれども、こういう日を設けて育まれるかどうかというのは、むしろ先生の人間性によるところが大きいと思います。

早藤委員長 今の小松さんの話だと、これを設けることによって逆に先生の意識が変わってくるということもあり得るとも考えられますね。

小松委員 それが期待できるといいですね。

早藤委員長 こういう日があるので尊敬されるような先生でいるなど、自己反省していただければいいけれども。

教育長 あくまでも教育委員会で設定するということになりますか。

早藤委員長 どこかで言い出さないと、これを具体化できないので、どこで言い出すかで

す。学校からは言い出せないと思うので。

教育長 学校はそういうことなのでPTAなどがという話がありましたけれども、そこが主体ではなく、教育委員会が主体になるということですか。

早藤委員長 主体というと、そのへんはあまりよくわかりませんが、外堀を埋めるのは教育委員会だと思っています。実際に動くのは、PTAなり子供会なりになってくるのかなと思います。本来は、PTAがやってくれるのが一番いいと思うんですね。PTAというのは先生と保護者ですから。

教育長 提案はできると思うのです。こういう考え方ということでしたら。でも、これをやりましようって言うていただけるかどうか。「日」となると、当然学校が関係なくはないわけなので、「先生の日」なので、そのときは何をしようかということが出てくると思うのですよね。

貴田委員 ものすごく賛成というか、すごくいいことだなと、入れていただきたいです。やはり、先生に感謝する心というのは、私の頃と比べて本当に欠如してきているのかなと思います。PTAとかをやりながらちょっと思っていましたので、外堀を埋めるという感じで、先ずここに載せてから具体的にいろいろと動いていただくということはすごくいいことだと思います。

教育長 PTA、子供会としても、それは賛同いただけるでしょうか。

貴田委員 私が役員だったら、多分やると思います。今の方はどうだか、ちょっと分からないのですけれども。やってみたっていいのではないのでしょうか。みなさん、志を持っていらっしゃる方なので。

教育長 社会教育ですかね。

早藤委員長 PTAは学校教育ですか。

教育長 社会教育です。

早藤委員長 では、どうでしょう。これは学校教育ではなくて、社会教育のどこかに入れ込むということよろしいでしょうか。

石井委員 その場合、文言はどうなるのですか。

早藤委員長 文言は後、そこに行ったところでまた検討をしたいと思います。

石井委員 設定するのは難しいと思います。せいぜい検討するぐらいじゃないですか。丸投げしちゃってはまずいのではないですか。

早藤委員長 ここは社会教育のいい場所を今探しておいてもらって。

教育長 それについて検討をしますということでしょうかね。

早藤委員長 では、14ページはそのままに、赤字抜きでお願いいたします。15ページ、5の「おもてなしの心」については、そのままですので、文言もこのままでよろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、16ページ、「イ 4月の人権教育月間」そして、「ウ 湯河原町いじ

め防止宣言」、これにつきましてはこれだけ追加してありますが、これでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、17ページ、ウですね。「環境」を入れるということでもよろしいでしょうか。

石井委員 これは、中点ですか。「自然」と「環境」とが別なのですか。

早藤委員長 別ですよ。中点をお願いします。では、19ページ、先ず上の方の「また、子どもの読書意欲を喚起するため、借りた本の署名等をシールに印字・配布するサービスを開始します。」ですが、これでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 次の学校図書館は、「利用したくなる学校図書館」、これは先ほどと同じですのでお願いいたします。真ん中の文言は抜きまして、「(エ) ラジオ体操の普及を図り、未病を防ぐ活動を支援」というのを審議に入りますが、いかがでしょうか。

石井委員 この場所に入りますか。「ラジオ体操」は老人会等がやっていますよね。「未病を防ぐ活動」となると、青少年というよりもシルバーの方ではないでしょうか。

早藤委員長 ラジオ体操を今の子どもたちが知らないのです。子供会に入っていない子は、ラジオ体操を知らないまま育ってしまう。今40代の方はだいたい80%、90%が子供会に入っていましたけれども、今、湯小では加入率が50%を切った状態です。「町民レクリエーションの集い」等でラジオ体操ができるのは大人というか、その辺ぐらいなのです。ここは、子どもにラジオ体操を覚えさせるということなのです。

石井委員 だったら、未病を切らないとまずいのではないですか。

早藤委員長 未病は、全てシルバーのためではなくて子どもも含めてです。ラジオ体操とか、各学校独自の体操とかをやってきたと思うのですが、このラジオ体操をいかに普及させるかということにプラスした未病なのです。

石井委員 そうなると、青少年育成団体がやる話かということになります。この青少年育成団体というのは何なのですか。

教育長 子供会です。子供会ですから小学生ですね。

石井委員 「未病」というのはなんだかよく分からないのではないですか。よく分からないことをこういう育成団体に言っても意味がないのではないですか。だとしたら、どこか他の所に入れた方がよいのではないのでしょうか。

青木課長 そうしますと、一番近い所ですと、22、23ページあたりに「生涯スポーツの普及」がありますので、「キ ニュースポーツの普及推進」の下あたりにあってもいいかなと思います。特に体協、スポ少関係はラジオ体操とかもやりますのでこの場所がなじむのかなと思います。

早藤委員長 「キ ニュースポーツ」の所ですか。

青木課長 「ク」とか、一項目加えて盛り込めば、スポーツ諸団体さんへの普及はしやすい

いのかなと思います。

石井委員 未病の関係ですが、町はどのように決めているのですか。知事は盛んにこの地域が未病だとか言っているようですが。

教育長 この地域は温泉もありますし、保養施設もありますから、それと併せて一番やりやすいのだと思います。

石井委員 知事はそう言っていますが、町側はどう受けているのですか。

教育長 チャレンジデーですかね。これは、全国的なレベルですが、あと温泉の研究とかもやっています。未病を治すためにです。県の補助事業で商工会が受けてやっています。町として一番大きなイベントはチャレンジデーです。健康増進の計画も作ってこういう話もあります。既に、アンケートもやっております。委員長がここにラジオ体操を入れたというのは、ラジオ体操を今あまりやらないではないですか、夏も。あれを復活させたいという思いがあるのだと思います。それとこの未病とをくっつける、県はそういう考えを持っています。

柏木課長 体力検査で神奈川の子どもは全国と比べても体力が落ちているという状況があって、ラジオ体操の普及は急務ということは県の方でもありますね。

石井委員 体力調査というのは学校でやるのですか。

教育長 そうです、学校でやっているものです。ラジオ体操は子供会の中でやっていたものを復活させようということで、県が言っていることなのです。委員長もそういうお考えだと思います。

石井委員 子供会のことですが、門川子供会では、会費の問題、手間の問題などでなかなか入ってくれないようですね。

教育長 続けていただいている方々には、本当にご苦勞もあるかと思えます。感謝しております。

早藤委員長 いかがでしょうか、このラジオ体操の普及を図るといふのと未病を防ぐ活動を支援するといふのを別物として扱った方がいいという意見もございます。あるいは、これは一緒にした方がいいけれども場所を変えた方がいいという意見もございますが、どういうふうにしましょうか。

石井委員 ニュースポーツの下に「ク」を入れてみたらどうでしょうか。

早藤委員長 ラジオ体操と未病とを、一つのものにしてそこに入れ込むということですね。

青木課長 生涯スポーツとなると子どもから高齢者を含めたすべてが範囲になるので、あえて特出しをしなくても、「ラジオ体操の普及を図り、未病を防ぐ」とかの書きぶりでも、前段の文章の中に子どもに関する事、高齢者に関する事が書いてあるので、全部読み取れるのかなと思うのですが。

早藤委員長 いかがでしょうか。今のご意見の23ページの「ク」に新しい項目として「ラジオ体操の普及を図る」、場合によっては「すべての年代の未病を防ぐ活動を支援する」としてはということですが。

小松委員 「未病を防ぐ」という言い方はどうなのでしょう。

青木課長 「未病」というのが一つの単語になっているようで、半病氣的な要素を持ったことを「未病」と呼ぶようです。

教育長 病気になる直前ということです。

早藤委員長 いかがでしょうか。青少年団体への支援ではなくて、生涯スポーツの「ク」に項目で入れる。文言については事務局の方に検討していただくということよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 それでは、20ページ、「今年度から全学年が対象となることから、施設の拡充、学童支援員の確保並びに研修等による資質の向上を図ることで、より一層の充実に努めます。」というこの文言でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、赤い字の訂正をお願いいたします。では、21ページ、一番上の「(オ) 郷土資料館の資料管理と更新の促進」が入りましたが、いかがでしょうか。文化遺産の保護とかは必要だと思います。この間の成人式の時に委員の皆さんで郷土資料館を見た時に、内容をきちっとしなければいけないという意見がございましたのでこれを入れてみましたが、よろしいですか。これは課長の説明によりますと、観光会館と観光課と社会教育課とがいっしょになってやるということですが、よろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 次、(2)の「オ 施設整備の推進」で、「(ア)多目的トイレ用ベビーチェア設置」、「(イ) 屋外飲食用テーブル等設置」、「(ウ) 高圧受変電設備改修」ですが、これはよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、21ページ、赤字をお願いいたします。では、22ページ、「サ 郷土資料の収集、整理並びに展示」、このように変更されていますが、これでよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 それでは真ん中の所、「平成27年度は、全国梅サミットの加入自治体という関係から同規模の公立美術館を持つ青梅市との文化交流事業として作品の交換展を企画していきます。」でよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 それでは、22ページはこの変更のままでお願いいたします。では、23ページの(ウ) 城下町小田原ツーデーマーチ (ウオーキング) の「開催」にして、クの項目としてラジオ体操と未病について文言を入れていただく、そういうことよろしいでしょうか。

委員 異議なし

早藤委員長 では、この文言については事務局の方から最終的な案を提案していただき皆さんに確認をしていただくということになります。一通り提出されまして訂正された部分がこれで協議できました。これ以外に特に気が付いたこと等ありますでしょうか。

委員 質問、意見等なし

早藤委員長 もう一度、最終的に構成し直したものを皆さんの方にお諮りをし、最終確認をしていただき決定ということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

柏木課長 メールで一回送るということにさせていただきます。

早藤委員長 それでよろしいですか。

委員 異議なし

早藤委員長 それではこれで基本方針の方は決定しましたので、各学校、各協議会等これに基づいて進めていっていただきたいと思います。

※秘密会

②放課後子ども総合プラン行動計画（案）について

早藤委員長 これより秘密会といたします。協議事項②放課後子ども総合プラン行動計画（案）について、事務局お願いいたします。

青木課長 協議第13号になります。

（資料に基づいて、放課後子ども総合プラン行動計画（案）について説明）

③湯河原中学校給食導入について

早藤委員長 続きまして、②湯河原中学校給食導入についてお願いいたします。

柏木課長 今回、各実施方式ごとの比較検討表をお付けいたしました。

（資料に基づいて、湯河原中学校給食導入について説明）

《②湯河原中学校給食導入については、継続協議。》

（3）議決事項

① 3月補正予算について

早藤委員長 それでは、（3）議決協議に入ります。議案第35号、①3月補正予算についてお願いいたします。

柏木課長

（資料に基づいて、3月補正予算について説明）

（4）その他

早藤委員長 以上で議決事項を終了し、続いてその他に入ります。

① 湯河原町立福浦幼稚園保育料徴収条例について

② 児童・生徒の事故報告及び生徒指導等について

- ・児童・生徒の事故報告及び生徒指導等の状況について報告

早藤委員長 それでは、以上までで秘密会は終了とさせていただきます。これより、一般の会議とさせていただきます。

③ 2015湯河原温泉オレンジマラソンについて

- ・オレンジマラソンの参加者応募状況について

委員 質問、意見等なし

④ こどもフォーラムDAY5, DAY6について

- ・保護者向けの通知について
- ・委員への参加要請について

委員 質問、意見等なし

⑤ 新入生説明会について

- ・小、中学校の説明会で使用する町教育委員会の資料について

委員 質問、意見等なし

⑥ その他

- ・総務文教委員会での湯河原小学校における長期欠席についての質問について
- ・小中学校の統廃合に関する参考資料について
- ・神奈川新聞「土肥実平とその一族」の特集について
- ・東日本大震災被災地応援のハチマキについて

5 次回開催日程

早藤委員長 それでは終了する前に3月の定例会の方を決めたいと思います。みなさんのご都合をお伺いしたいと思います。

教育長 3月26日(木)1時半でできますでしょうか。併せて3月31日(火)も退職辞令の交付式、それから4月1日(水)は、こちらに来る異動者の辞令交付式があります。これにも皆さんに、来ていただくこととなります。3月31日(火)は午前10時を予定しております。4月1日(水)は午前9時ということで、連日ですがよろしくお願いたします。6日(月)が入学式です。

《日程調整の結果》

2月定例会 日時：2月18日(水)午前9時30分～ 場所：教育センター

3月定例会 日時：3月26日（木）午後1時30分～ 場所：教育センター

早藤委員長 長時間にわたりまして、ご審議をありがとうございます。提出されました案件は本当に慎重にご審議いただきました。まだ継続する審議事項もございます。これからも子どもたちのために、皆様の英知を終結させていただきたいと思っております。どうもきょうは本当に長い間、ありがとうございました。

終了時刻 午後0時55分